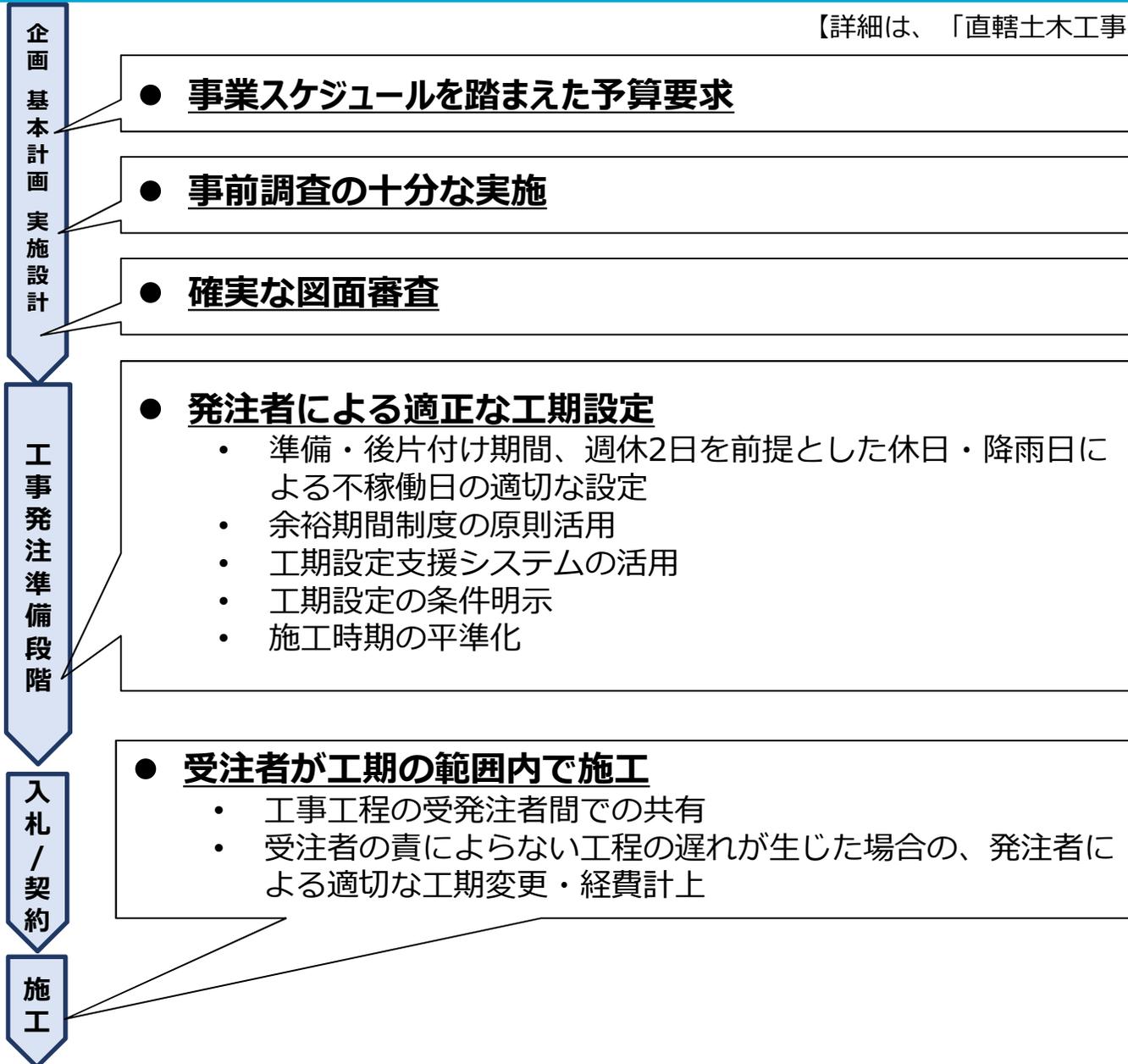


# これまでの議論を踏まえた工期設定の考え方について

---

# 公共土木における工期設定について(例)

【詳細は、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」等による。】

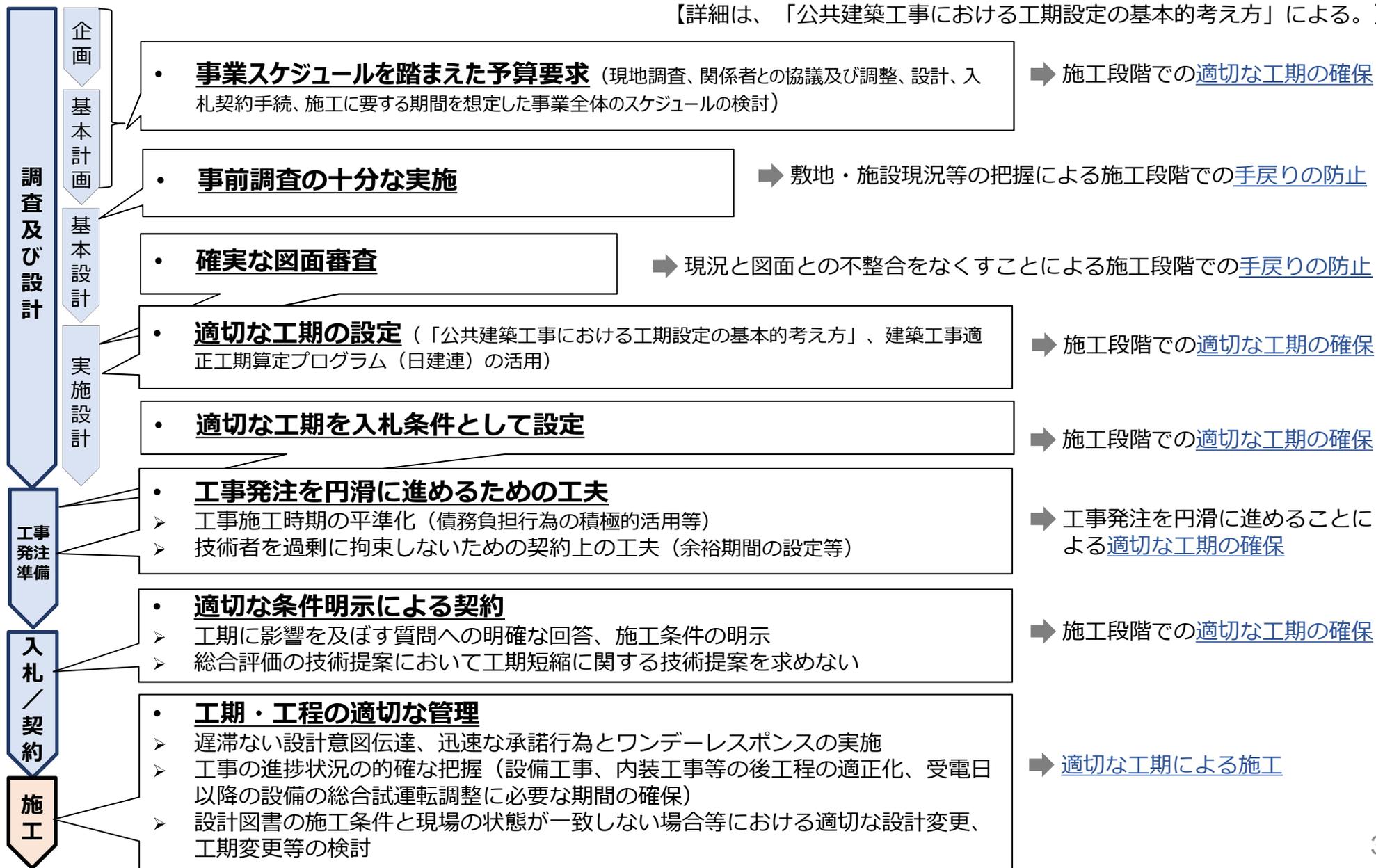


【公共工事品質確保法】  
 第7条（発注者等の責務）  
 六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由による工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

【工事請負契約書】  
 第1条（総則）  
 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

# 公共建築における工期設定について(適切な工期確保のために発注者が行うべき事項)

【詳細は、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」による。】



# 成果物のイメージ

※中身の詳細については、これまでの発表・議論を踏まえ、次回以降具体的に検討

